

# 医療費助成制度をご存じですか

保険診療の自己負担分を町が助成します。ただし、年齢や世帯の住民税課税状況によって一部負担金や所得制限があります。※保険外診療は対象外。子ども医療費については、所得制限はありません。

	子ども医療費	ひとり親家庭等医療費	重度心身障がい者医療費
助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院にかかる医療費：無料</li> <li>通院にかかる医療費：初診時一部負担金のみ負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税課税世帯：医療費の一部を負担</li> <li>住民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税課税世帯：医療費の一部を負担</li> <li>住民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ負担</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳の年度末までの子ども</li> <li>※子ども医療費助成の対象年齢で、現在受給者証をお持ちでない方は申請が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている子どもとその親</li> <li>②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている子ども</li> <li>※①②のいずれかに該当する18歳までの子ども（18歳になる年度の末日まで有効。大学進学等で父か母の扶養を継続される方は、申請により20歳の誕生日の前日が属する月の末日まで受給可。）</li> <li>※子どもは入院と通院、その親は入院のみ助成対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳1・2級の方、3級の内部障がいの方</li> <li>②療育手帳A判定の方、または重度の知的障がいと診断された方</li> <li>③精神障害者保健福祉手帳1級の方（入院にかかる医療費は対象外）</li> </ul>
必要書類	子どもと被保険者の健康保険情報を確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑（スタンプ印除く）</li> <li>対象者全員の健康保険情報を確認できるもの</li> <li>児童扶養手当証書または戸籍謄本（離婚日等が分かるもの）</li> <li>子どもが大学などに進学されている場合は在学証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑（スタンプ印除く）</li> <li>対象者の健康保険情報を確認できるもの（65歳以上の方は後期高齢者医療制度への移行が必要）</li> <li>身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等での怪我により、日本スポーツ振興センターの災害共済給付等から医療費が助成された場合、受給者証の使用はできませんので、ご注意ください。</li> <li>令和8年1月1日時点で当別町に住民登録のない方は、最新の「所得・課税証明書」または地方税関係情報取得に関する同意書が必要です。受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届出てください。①加入している健康保険が変更になったとき、②住所が変わったとき、③死亡したとき、④婚姻（事実婚含む）・離婚したとき</li> </ul>		
問合せ先	保健福祉課福祉係（ゆとり内・☎23-3019）		介護課障がい支援係（ゆとり内・☎25-2665）

## 広報とうべつに広告を掲載しませんか？

イベントの告知に

従業員の募集に

会社やお店の宣伝に

毎月8,200部発行  
町内全世帯と駅や公共施設、コンビニに配布

料金は1枚8,000円から(1枚5.0cm×8.8cm)

※この枚は2枚 5.0cm×18.0cmです

掲載をご希望の場合は、発行日の前々月末日までにご連絡ください

2年以内に5枚掲載で  
次回1枚分無料掲載の  
サービスあり!

申し込み・問い合わせ：デジタル都市推進課広報広聴係 ☎23-3069